

(期間) 2 世代

安全係数 : 100

ADI : 0.00025 mg/kg 体重/day

## 8. 諸外国における使用状況

コーデックス、米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、コーデックスでばれいしょ、バナナに、米国でバナナに、またオーストラリアでバナナ、かんきつ類、さとうきび等に基準値が設定されている。その他の国、地域については、残留基準は設定されていない。

## 9. 基準値案

### (1) 残留の規制対象

カズサホス

### (2) 基準値案

別添のとおりである。

なお、カズサホスには既に食品衛生法に基づく残留農薬基準が設定されている。今回変更を予定している基準値については、下線を付して示した。

### (3) 暴露評価

食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のカズサホスが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量 (理論最大摂取量(TMDI)又は推定一日摂取量(EDI)) のADIに対する比は、以下のとおりである。

	推定摂取量/ADI(%) <sup>注)</sup>
国民平均	24.5
幼小児 (1～6歳)	50.4
妊婦	20.9
高齢者 (65歳以上)	25.7

なお、急性暴露について、米国 EPA は、急性参照用量 (Acute Reference Dose) を用いて試算し、健康確保上の懸念はないと評価している。

注) さといも、かんしょ、だいこん類の根、だいこん類の葉、キャベツ、レタス、にんにく、トマト、なす、きゅうり、すいか、メロン類果実、ほうれんそう及びいちごについては、それぞれの最大残留量の平均値 (別添の表中「作物残留試験成績」の欄において、下線付きとなっている数値) を用いて EDI 試算を行い、それ以外の食品については TMDI 試算を行った。なお、だいこん類の葉、レタス、ほうれんそう及びいちごについては、作物残留試験の実施時期、品種の相違による偏差を考慮し、作物残留試験成績のうち最大の値を暴露評価に

用いた。

TMDI 試算： 基準値案×摂取量

EDI 試算： 作物残留試験成績の平均値×摂取量

(試算の具体例) 国民平均の摂取量を用いた試算

食品名	基準値案 (ppm)	当該食品の 摂取量 (g/人/日)	残留試験成績 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	カズサホス 推定摂取量 ( $\mu$ g) *1
	(A)	(B)		(C)	(A×B又はC×B)
ばれいしょ	0.02	36.6	—	—	0.73
さといも類	0.03	11.6	0.008,0.007	0.008	0.09
かんしょ	0.02	15.7	0.004,0.002	0.003	0.05
さとうきび	0.01	13.4	—	—	0.13
だいこん類の根	0.05	45.0	0.010,0.007	0.009	0.41
だいこん類の葉	0.05	2.2	0.010(\$),0.004	0.010	0.02
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
バナナ	0.01	12.6	—	—	0.13
計					3.27
ADI比(%)					24.5

\*1 Cの値があるものについては、C×Bの値を用いた。

(4) 本剤については、平成17年5月に公表した食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の暫定基準(最終案)に含まれているが、今般、農薬取締法に基づく登録申請により残留基準を設定するため、暫定基準(案)から削除する。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm	暫定基準案 (最終案)
				登録保留 基準値 ppm	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
ばれいしょ	0.02	0.02			0.02			0.02
さといも類(やつがしらを含む)	0.03		○	0.05			0.008,0.007	0.05
かんしょ	0.02		○	0.05			0.004,0.002	0.05
やまいも(長いもをいう)				0.05				0.05
こんにやくいも				0.05				0.05
その他のいも類				0.05				0.05
さとうきび	0.01	0.01				0.01	オーストラリア	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05		○	0.05			0.010,0.007	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05		○	0.05			0.010(\$),0.004	0.05
かぶ類の根				0.05				0.05
西洋わさび				0.05				0.05
キャベツ	0.01		登録申請中				<0.001,<0.001,<0.001,<0.001	
ごぼう				0.05				0.05
サルシフィー				0.05				0.05
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	0.02		登録申請中				<0.001,0.002,0.005(\$),<0.001	
にんにく	0.02		○	0.05			<0.005,<0.005	0.05
にんじん				0.05				0.05
パースニップ				0.05				0.05
トマト	0.01	0.01	○			0.01	オーストラリア	<0.001,0.001
なす	0.02		○	0.05			<0.005,<0.005	0.05
きゅうり(ガーキンを含む)	0.05		○	0.05			0.006,0.012	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.05		経過措置	0.05				0.05
しろり				0.05				0.05
すいか	0.01		○	0.05			0.002,<0.001	0.05
メロン類果実	0.02		○	0.05			0.003,0.004	0.05
まくわうり				0.05				0.05
その他のうり科野菜				0.05				0.05
ほうれん草	0.1		登録申請中				0.005,0.004,0.003, 0.004,0.026(\$),0.008	
しょうが	0.1	0.1				0.1	オーストラリア	0.1
その他の野菜				0.05				0.05
みかん	0.01					0.01	オーストラリア	0.01
なつみかんの果実全体	0.01					0.01	オーストラリア	0.01
レモン	0.01					0.01	オーストラリア	0.01
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.01					0.01	オーストラリア	0.01
グレープフルーツ	0.01					0.01	オーストラリア	0.01
ライム	0.01					0.01	オーストラリア	0.01
その他のかんきつ類果実	0.01					0.01	オーストラリア	0.01
びわ				0.05				0.05
もも				0.05				0.05
いちご	0.05		登録申請中	0.05			<0.001,0.013(\$),<0.001,<0.001	
バナナ	0.01	0.01			0.01	0.01	アメリカ	0.01
キウイ				0.05				0.05
その他のスパイス類								0.05
その他のハーブ類								0.05

注) 基準値案のうち、今回変更を予定している基準値について下線を付した。

注) "\$"で示した、だいこん類の葉、レタス、ほうれん草及びいちごは、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、最大残留値を暴露評価に用いた。

注) かぼちゃについては、農薬取締法第12条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第1項の経過措置に対応し、農林水産省において、登録保留基準の範囲内でマイナー作物として承認している。

(答申案)

カズサホス

食品名	残留基準値
	ppm
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03
かんしょ	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05
キャベツ	0.01
レタス	0.02
にんにく	0.02
なす	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05
すいか	0.01
メロン類果実	0.02
ほうれんそう	0.1
みかん	0.01
なつみかんの果実全体	0.01
レモン	0.01
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.01
グレープフルーツ	0.01
ライム	0.01
その他のかんきつ類果実(注1)	0.01
いちご	0.05

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ及びライム以外のものをいう。